

○名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

平成27年3月30日

教育委員会規則第18号

注 令和2年12月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成27年名古屋市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる図面及び書類を添えて、現状変更行為許可申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 設計図
- (4) 現況写真
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定は、条例第4条第1項の許可を受けた行為を変更する場合について準用する。

(現状変更行為の許可等)

第3条 教育委員会は、条例第4条第1項の許可をする旨の決定をしたときは現状変更行為許可通知書（第2号様式）により、許可をしない旨の決定をしたときは現状変更行為不許可通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(許可済の表示)

第4条 条例第4条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中当該行為を行う場所の見やすい箇所に、許可済表示板（第4号様式）を掲出しなければならない。

(現状変更行為の完了等の届出)

第5条 条例第4条第1項の許可を受けた者は、同項の許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに現状変更行為完了（中止）届出書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(国の機関等の協議の申出)

第6条 条例第6条の規定による協議をしようとする者は、第2条第1項各号に掲げる図面及び書類を添えて、現状変更行為協議申出書（第6号様式）を教育委員会に提出しなけれ

ばならない。

(条例第7条の教育委員会規則で定める行為)

第7条 条例第7条の教育委員会規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画事業の施行として行う行為
- (2) 都市計画法による国、地方公共団体又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- (3) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (4) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行又は急傾斜地崩壊防止施設の管理に係る行為
- (6) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第1号から第3号までに規定する業務に係る行為
- (7) 道路法（昭和27年法律第180号）による高速自動車国道若しくは自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道を除く。）とを連絡する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (8) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- (9) 航空法（昭和27年法律第231号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー若しくは通信設備の設置又は管理に係る行為
- (10) 気象、海象、地象又は洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (11) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (12) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行又は土地改良施設の管理に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）

- (13) 地方公共団体又は農業を営む者が組織する団体が行う農業構造改善事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (14) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (15) 愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）第4条第1項の規定により指定された愛知県指定有形文化財、同条例第24条第1項の規定により指定された愛知県指定有形民俗文化財又は同条例第29条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物及び名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第4号）第2条第1項の規定により指定された名古屋市指定有形文化財、名古屋市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (16) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (17) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあっては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (18) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (19) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (20) 放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (21) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (22) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (23) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に

係る行為

(現状変更行為の通知)

第8条 条例第7条の規定による通知をしようとする者は、第2条第1項各号に掲げる図面及び書類を添えて、現状変更行為通知書(第7号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(会長及び副会長)

第9条 名古屋市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第11条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、観光文化交流局において行う。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条から第8条までの規定は、都市計画法第2章の規定により行う伝統的建造物群保存地区に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

(平成28年2月29日から施行)

附 則 (平成28年教育委員会規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年教育委員会規則第2号)

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている許可書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和2年教育委員会規則第23号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

第1号様式(第2条関係)

現状変更行為許可申請書

年 月 日

(宛先)名古屋市教育委員会

申請者 住 所
氏 名
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)
電話番号

名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例第4条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

現 状 変 更 行 為 の 場 所	
現 状 変 更 行 為 の 内 容	
現状変更行為に 係る工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事設計者の 住所、氏名及び 電 話 番 号	
工事施行者の 住所、氏名及び 電 話 番 号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式(第3条関係)

現状変更行為許可通知書

年 月 日

様

名古屋市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました現状変更行為については、次のとおり許可したので、名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第3条の規定により通知します。

現 状 変 更 行 為 の 場 所	
現 状 変 更 行 為 の 内 容	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
許 可 の 条 件	

備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第3号様式(第3条関係)

現状変更行為不許可通知書

年 月 日

様

名古屋市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました現状変更行為については、
次の理由により許可しないので、名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第3
条の規定により通知します。

現 状 変 更 行 為 の 場 所	
現 状 変 更 行 為 の 内 容	
不 許 可 の 理 由	

備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示
を行うものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第4号様式(第4条関係)

名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例第4条による許可済	
現 状 変 更 行 為 の 場 所	
現 状 変 更 行 為 の 内 容	
現状変更行為に 係る工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
許可を受けた者 の住所及び氏名	
工事設計者の 住所及び氏名	
工事施行者の 住所及び氏名	

備考 大きさは、縦20センチメートル以上、横30センチメートル以上とする。

第5号様式(第5条関係)

現状変更行為完了(中止)届出書

年 月 日

(宛先)名古屋市教育委員会

届出者 住 所
氏 名
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)
電話番号

年 月 日第 号で許可を受けた行為を完了(中止)したので、名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

現 状 変 更 行 為 の 場 所	
現 状 変 更 行 為 の 内 容	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
完 了 年 月 日 又 び 中 止 年 月 日	年 月 日
現状変更行為を 中止した理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第6号様式(第6条関係)

現状変更行為協議申出書

年 月 日

(宛先)名古屋市教育委員会

申出者 所在地
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例第6条の規定により、次のとおり協議を申し出ます。

現 状 変 更 行 為 の 場 所	
現 状 変 更 行 為 の 内 容	
現状変更行為に係る工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 設 計 者 の 住所、氏名及び 電 話 番 号	
工 事 施 行 者 の 住所、氏名及び 電 話 番 号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第7号様式(第8条関係)

現状変更行為通知書

年 月 日

(宛先)名古屋市教育委員会

通知者 住 所
氏 名
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)
電話番号

名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例第7条の規定により、次のとおり通知します。

現 状 変 更 行 為 の 場 所	
現 状 変 更 行 為 の 内 容	
現状変更行為に 係る工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 設 計 者 の 住所、氏名及び 電 話 番 号	
工 事 施 行 者 の 住所、氏名及び 電 話 番 号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。